

国民健康保険加入の皆さんへ

# 市・県民税の申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、前年の所得金額の有無にかかわらず、毎年必ず申告する義務があり、保険税の算出は、原則として市・県民税の申告を基に行われます。



③平成18年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も含みます）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（一人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯毎にかかる額）が軽減される制度があります。

また、高額療養費の負担限度額も申告後の所得区分により算定されますので、次のような方は必ず市・県民税の申告をしてください。

①平成18年中に収入のなかった方（18年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます）

②平成18年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、他の厚生年金・国民年金などを受給している方は申告不要です）

※基本的には3月15日までなら市内申告会場、それ以降なら本庁2階市民税課窓口または、各総合支所市民生活課の市・県民税担当窓口で、市・県民税の申告をお願いします。

※すでに税務署や市役所、各総合支所で申告を済ませている方は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①②③のいずれかに該当しているにもかかわらず、一人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

問 国保年金課（内線249・274・275）・各総合支所市民生活課 国保税担当

## 4月から70歳未満の入院時の高額療養費の支給方法が変わります

70歳未満の人が入院したときからは、3月までは、自己負担分（医療費の3割）を全額負担して、あとから申請により限度額を超えた分が支給されていきました。

4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までと変わります。

この支給方法は、平成14年からすでに、70歳以上で実施しており、平成19年4月からは70歳未満も対象となります。

### 限度額適用認定証の交付を受けたい方へ

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。

医療機関の窓口でその所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要になります。

住民税非課税世帯には、現行の「標準負担額減額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、一般および上位所得者には、新たに「限度額適用認定証」が交付されます。

認定証の交付には申請が必要です。入院が決まったら、必ず入院前に申請しましょう！

※4月の入院については、4月中に申請すれば4月1日から認定します。

なお、「限度額適用認定証」の交付については、国民健康保険税に滞納のない世帯が対象となります。

問 国保年金課（内線471・472）

### 自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 <sup>※2</sup>
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者 <sup>※1</sup>	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

## 石巻社会保険事務所 からのお知らせ

石巻社会保険事務所では、月曜日・休日における年金相談窓口を設けています。

### ●月曜日の時間外延長

実施日 12日(月)・19日(月)  
受付時間 午後7時まで  
場所 石巻社会保険事務所

### ●休日開庁による年金相談

実施日 10日(土)  
受付時間 午前9時30分から午後4時まで  
場所 石巻社会保険事務所

※4月以降も相談窓口の開設を予定しています。

毎月第2・第3月曜日（午後7時まで）  
第2土曜日（午前9時30分～午後4時）

問 石巻社会保険事務所

☎ 22・5115

# 公共下水道使用料

# 農業集落排水処理施設使用料

# 浄化槽使用料

を改定します

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料が  
4月からの改定により、6月請求分から新料金となります。

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料は、合併前の旧市町ごとに定められたもので、統一料金にはなっていません。これを、平成19年度（今回）と平成22年度の2段階で統一料金となるよう改定します。

度となるよう従量使用料の単価を下記（表1）のとおり改定します。

●農業集落排水処理施設使用料（河南地区）の改定  
鹿又・本町・和渕・定川・箕入の5地区が対象となります。

改定内容は、一般家庭の世帯員数で定額料金となる「世帯割制」と事業所などの「従量制」の料金体系を河南地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表2）のとおり改定します。

●公共下水道使用料の改定  
石巻地区および雄勝地区を除く5地区（河北地区・河南地区・桃生地区・北上地区・牡鹿地区）が対象となります。

●農業集落排水処理施設使用料（河北地区）の設定  
中道地区の農業集落排水処理施設が4月から一部供用を開始しますので、使用料を河北地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表3）のとおり設定します。

●浄化槽使用料（北上地区）の改定  
浄化槽使用料を北上地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表4）のとおり改定します。



下水道管理課（内線372）  
各総合支所下水道担当課

改定内容は、従量使用料の排除汚水量分を石巻地区に統一し、使用料については石巻地区の料金を基準とし、5地区の現行使用料との差額の2分の1程

表1 公共下水道使用料の改定

区分	排除汚水量	河北地区		河南地区		桃生地区		北上地区		牡鹿地区		(参考)石巻地区 使用料
		旧使用料	新使用料									
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円	1,300円	1,300円	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円	1,300円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> まで	140円	150円	140円	175円	150円	180円	150円	170円	120円	160円	195円
	20m <sup>3</sup> 超～30m <sup>3</sup> まで	150円		160円		170円				190円		
	30m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで		170円	170円	205円	210円	190円		140円	190円		
	50m <sup>3</sup> 超～60m <sup>3</sup> まで	165円									200円	
	60m <sup>3</sup> 超～100m <sup>3</sup> まで		180円	190円	250円	230円	230円		240円			
	100m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで	195円								220円	250円	
200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで	220円		220円	250円	250円	250円	285円					
500m <sup>3</sup> 超～		220円						220円	250円	250円	250円	285円

※河北地区の排除汚水量は、水道使用水量の8割算定を廃止します。

表2 農業集落排水処理施設使用料（河南地区）の改定

区分	旧使用料	新使用料		
		区分	排除汚水量	使用料
一般 (世帯割)	世帯割額1,498円+392円×世帯員数	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,200円
		従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで	175円
50m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで	205円			
200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで	230円			
500m <sup>3</sup> 超～	250円			
事業所等 (従量制)	基本(10m <sup>3</sup> )使用料1,498円+161円×10m <sup>3</sup> を超える使用量			

表3 農業集落排水処理施設使用料（河北地区）の設定

区分	排除汚水量	使用料
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで	150円
	50m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで	170円
	200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで	200円
	500m <sup>3</sup> 超～	220円

表4 浄化槽使用料（北上地区）の改定

区分	排除汚水量	旧使用料	新使用料
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	1,400円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> まで	150円	170円
	50m <sup>3</sup> 超～200m <sup>3</sup> まで		190円
	200m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> まで		210円
	500m <sup>3</sup> 超～		230円